

TBSK H25-5 号
平成 25 年 4 月 8 日

報告会社・検査資格者 様

一般社団法人中部ブロック昇降機等検査協議会
事務局



昇降機等定期検査に係る技術基準の見直しについて(技術的助言)(通知)

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より昇降機等定期検査報告業務推進にあたり、格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。さて、平成 25 年 3 月 26 日付けで、国土交通省住宅局建築指導課長より「昇降機等定期検査に係る技術基準の見直しについて(技術的助言)」国住指第 4158 号が通知されました。中部ブロック昇降機等検査協議会が取り纏めています中部 7 県内において統一した運用を行いたく下記の内容を通知致しますので即日実施をお願いします。

敬具

記

1. 昇降機等定期検査に係る技術基準の見直し内容

- (1) 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成 20 年国土交通省告示第 283 号。以下「昇降機定期検査告示」という。)の一部改正について
 - 1) 主要改正内容について・・・(通知済み、ホームページ掲載済)
 - 2) 昇降機定期検査告示の検査結果表(別記第一号等)の改正内容について・・・(通知済み、ホームページ掲載済)
 - 3) 昇降機定期検査告示の別添 1 様式の写真添付について

以上の中で 3) の添付する主索の写真については

- ① 錆びた摩耗粉のない主索の場合は従来のように写真を添付し、特記事項等の欄に「最も摩耗した主索は「曲げ回数が多い箇所」等と添付した写真の箇所を記載すること。
- ② 「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所」がある場合はその個所を含む主索についても写真を添付する。
- ③ 撮影に当たっては、現場名、点検日及び撮影箇所等の表示を入れて撮影し、場所等を明確にして撮影すること。

特にアンダーライン部分は今回の技術的助言で指示があった部分であり即日実施をお願いします。写真については、中部ブロック管内は全てカラー写真と致しますのでご承知おき願います。

すでに、TBSK H24-52 号にて通知した平成 24 年 12 月 12 日に公布し平成 25 年 4 月 1 日より施行されている昇降機の定期検査報告についての一部改正は、4 月 1 日から検査を実施する分より既に変更になっています。今回の通知で指示した写真の添付内容についても合わせて実施し報告願います。本件は各特定行政庁に対しても説明済みですので宜しくお願い致します。

以上

追記

参考写真を添付致します。

また、本内容を中部ブロックのホームページに近日中に掲載致しますので参考に願います。